

京都市区役所支所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第103号

京都市区役所支所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市区役所支所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第6条福祉部の款福祉介護課の項第15号中「及び子ども手当」を削り、同款支援課の項第9号中「保育費用の」の右に「賦課，減免，調定及び」を加える。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)